

【基本方針】

- 生徒の個性、自由、多様性を尊重し、人権意識を持った生徒指導
- 生徒との対話を前提とした生徒指導

原則とする考え方

生徒に寄り添い、支える。そして、こぼれ落ちる生徒をすくい上げ、すくい上げ、すくい上げる。
問題を生徒のせいにするのではなく、その背景から問題を解決しようとする姿勢を持ち指導にあたる。
「様々な壁や『うまくいかないこと』に直面している子どもたちに対して、その『うまくいかないこと』を共に整理し、成長していく力をつけることを『すくい上げる』と考える」

【生徒指導体制について】

- 金曜日1時間目に生徒指導連絡会協議会（以下生指協）を置き、各学年の生徒指導情報交換を行い、課題に対するアプローチを参加者全員で責任を持ち考える。
- 学年生徒指導担当者は、生指協で協議された内容を学年会で確実に伝達する。
- 各学年で起こった生徒指導案件については、学年生徒指導担当者が中心となり、各学年で指導にあたる。案件は適宜学校生徒指導担当者に報告する。場合によっては学校生徒指導担当者が方針に関与する。
- 学年を跨いだ生徒指導案件については、必ず学校生徒指導担当者に報告し、指導方針を当該学年生徒指導担当者、学校生徒指導担当者と協議のうえ、方針を決めていく。
- 指導にあたり、外部機関等との関わりが出てくる場合は、学校生徒指導担当者が教育相談コーディネータ、管理職等と相談し、連携を図る。また必要に応じてケース会議を主催する。
- 学校生徒指導担当者は、学校外の情報を生指協で伝達する。
- 他校とのトラブル等が発生した際は、学校生徒指導担当者が中心となり、課題解決に向けたアプローチを図る。

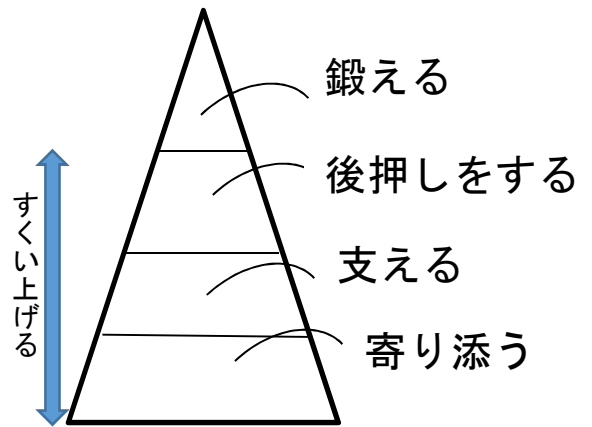


図1 原則とする考え方の段階

【いじめ防止基本方針】

別紙参照

【校則について】

学校では、生徒の自由は尊重されなければならない。一方で、集団で生活する学校という場面で、全員が自由を追求し始めるとそこには必ず衝突が生じる。そこで起こることが個人の自由を損ねるのであれば、必要最低限のルールを設ける。校則についての原理的な考え方を以上のように定める。

そのうえで、本校の校則は別紙のとおりである。加えて、本校では生徒会が設置するY Sボックスで生徒の意見を吸い上げ、校則改訂に関する意見については生徒会（生徒会本部、評議委員会を経て、中央委員会）の審議の後に生指協、企画会、職員会議での承認というプロセスを経たうえで校則を改訂していく、というシステムが存在する。それに加えて、「合議院」制度も導入された。今まで複数件の校則改訂があったが、今後ともこの流れを継続し、「決められたルールを守る」のではなく、「自分たちで作ったルールを守る」という生徒主体の民主的な学校づくりを進めていきたい。